地名散歩

第28回　住所と地名の階層構造

一般財団法人日本地図センター客員研究員　今尾　恵介

地名というものは、日本国内に限らず必ず階層構造を持っている。「地球」という地名の大きなエリアがまずあって、次にアジアや南米といった大陸レベルの呼称があり、その中にそれぞれの国がおさまっている。国の中には州や県があり、その中には場合によっては郡をはさみながら市町村という基礎自治体があり、その下に小さなエリアや通り名という最小範囲の地名が位置づけられている。

特定の場所を示すのが「住所」であるが、その書き方はもちろん「地球」から始めたりはしないが、大きな地名から小さな地名、もしくはその逆の小から大、という具合に地名階層の順に記していくのが基本だ。

次の住所をご覧いただきたい（特記以外はすべて当該自治体の市役所・町村役場）。

①東京都大田区蒲田五丁目13-14
②福岡県朝倉市菩提寺412-2
③埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1
④福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原40
⑤京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3

①は東京都の特別区にあって、蒲田五丁目という「住居表示法」に基づく住居表示が実施された町のエリアである。住居表示はあくまで「地点特定のための表示」であって、地籍を示す地番とは別立てなので、地番は別に存在する。しかし、日常的には住居表示ですべて事足りるため、住民はたいてい地番を覚えていない。このあたりの事情は通り沿いに番号を振った住居表示を用いる欧米でも同様だ。

蒲田五丁目13-14は、しばしば蒲田5-13-

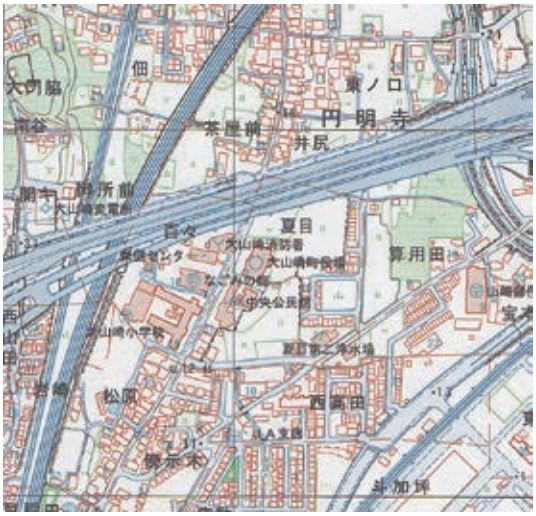

「字－小字」を使う。京都府乙訓郡大山崎町（右上の円明寺が字、その下の井尻などが小字）。1:10,000地形図「淀」平成15年部分修正

平成の大合併後に、合併以前の旧町名（マキノ町）を冠した住所表記。1:25,000地形図「海津」平成25年調整

14と表示されるが、基本的には「五丁目」までが町名である。この3組の数字は住居表示済エリアに典型的な表示方法であるが(丁目の設定されていないところでは2組)、いわゆる「ブロック地番方式」で街区を親番号とする町名地番整理が行われた区域でも同様の表示となるので、表示だけではわからない。

②は市の下に大字レベルの地名があって、その後に地番という、地方都市などでは最も一般的な表示である。③は町村における同様な例だ。大字とは明治22年(1889)に町村制が施行される以前の「村」にあたり、これは江戸時代の幕藩体制下から用いられてきた村ということから、「藩政村」と呼び、町村制における「行政村」とは区別している。

②③の例で大字の後にすぐ地番が来ているのは、かつては小字にあたる区分があったにもかかわらず、地租改正時に藩政村(大字)ひとつを地番区域としたため、小字がなくても地点が特定でき、日常的に省略されているうちに小字が正式に廃止された場合が多い。

これに対して④は地租改正の時に地番が小字ごとに振られたため、小字を省略することができないため現在でも表示しているものだ。中には地番区域が大字でも律儀に小字を残す地域もあるが、少なくなっている。⑤は④と同じ構造だが、大字にあたる円明寺を「字」とし、小字を実際に「小字」と称する珍しい例で、全国でも京都府南部に限定されている(左図)。

⑥新潟県上越市板倉区針722-1
⑦滋賀県高島市新旭町北畑565

この2例は平成の大合併で目立つようになってきた。⑥の区は「地域自治区」を示しており、政令指定都市の行政区とは異なる(例は旧板倉町役場、現在は上越市板倉区総合事務所)。広域合併の弊害として「旧町村地域の声が中央に届きにくくなる」という危惧に応えるため設定されたもので、地元住民からなる地域協議会が置かれている。

⑦は高島市が誕生した際に旧町村名をそのまま大字レベルの地名の頭に冠する形としたもので、これは全国各地で「昭和の大合併」の頃から目立つようになってきた。⑦の旧住所は滋賀県高島郡新旭町北畑565(新旭町役場)であったから、住所レベルでは「郡」を「市」に変えるだけで済んだ。

最後に例外的なものを挙げておこう。

⑨岐阜県美濃市1350
⑩長野県諏訪郡原村6549-1

⑨はかつて武儀郡上有知町が明治町村制で誕生した際、隣接の村と合併せず単独で町制施行した経緯から「大字」を設定する必要がなく、町内は地番だけで地点の特定ができた。その後の合併でもこの旧上有知町エリアは大字を設定しなかったので今に至っている。このような例の多くは、その後の合併で新たに町名が設定されて解消されたが、少数ながら残ったものだ。

⑩も同じく町村制施行の際に大字が設定されなかったためだが、長野県の場合は特殊事情があり、町村制に先立つ地租改正の頃に大合併を行ってしまったため、地番区域が非常に広くなり、その後たまたま合併のない場合はこのような住所が続いている。筆数は必然的に多く、県内では5桁地番も珍しくない。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 690
2014 July

地名散歩　今尾　恵介

03 平成25～26年度研究所研究中間報告

07 愛しき我が会、我が地元　Vol.05
宮城会／大阪会

11 法務省主唱“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

12 境界ADRの問題点を問う（その3）
愛知県土地家屋調査士会　あいち境界問題相談センター運営委員会

16 「土地家屋調査士白書2014」発刊のお知らせ

18 ADR認定
土地家屋調査士になろう！

21 ちょうさし俳壇

22 会長レポート

24 公嘱協会情報　Vol.108

27 会務日誌

28 ネットワーク50
神奈川会

29 お知らせ
日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なご案内

32 国民年金基金から

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 第29回日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフ大会・親睦釣り大会　開催案内

36 「土地家屋調査士制度広報 今治タオル」ご購入の御礼と収支報告

36 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
知っておきたい！　ICカード（電子証明書）のアレやコレ

表紙写真
「ワタスゲを闊歩」
第28回写真コンクール金賞
鈴木　敦●福島会

平成25～26年度
研究所研究中間報告

研究所では、「境界紛争ゼロ宣言！！」をスローガンに、前年度まで行われてきた身近な問題からの制度改善を目的とした研究成果は制度対策本部に送られ、個別に研究から提言書等へと押し進められようとしている。

また、今年度からの研究は、「境界紛争ゼロ宣言！！」に対して土地家屋調査士制度の国民に対しての役割として、将来を見越した中長期的なものを含め、より専門性を研鑽する必要性に重点を置いた研究とした。特に、土地家屋調査士に必要な①調査能力②測量技術③法的判断能力の３つの専門性、④震災の教訓⑤地籍制度⑥地籍の標準化をキーワードとした、次の６項目の研究テーマを設けた。

①（調査能力）土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究
境界紛争を未然に防ぐ予防司法的な立場から、全国50会に筆界の地域の慣習としての土地制度史をまとめてもらい、土地家屋調査士の専門性をアピールするきっかけとなる研究

②（測量技術）最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究
UAVをはじめとする3D写真測量、準天頂衛星「みちびき」（QZSS）などの新たな測量技術が日常の測量作業の効率化を進めたり、これまでの常識を変える可能性についての研究

③（法的判断能力）筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究
日常行う筆界判断と筆界特定制度の筆界判断基準は同一であるとはいうものの判断基準が不明確。また、地図混乱地域とはいかなるものか等、民法との整合も考慮した判断基準の研究

④（震災の教訓）東日本大震災の次世代への継承に関する研究
東日本大震災において不動産登記制度上の取扱いに係る一考察と、次世代への継承のための研究

⑤（地籍制度）諸外国の地籍制度等の実態に関する研究
日本は主にドイツからの地籍制度を受け継いだとはいえ、世界は大きく変わろうとしている。これら、国により異なる制度の長所・短所を含めた制度の研究

⑥（地籍の標準化）地籍管理に関する国際標準化についての研究
人と土地に係る「権利・責任・制限」「測量」「幾何・位相」等の情報が高度情報化社会の中で取扱いをISO化した中で、これら地籍情報について、土地家屋調査士が専門家として認められるための基礎的な制度研究

また、今年度からの研究員は会員から選任するほか、外部の有識者からも各テーマに研究員として交え、表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究や土地家屋調査士と地籍制度の関わりに関する研究を鋭意行っている。

これらの研究テーマについては、平成26年度においても継続して研究するが、各テーマについての研究の中間報告について本号から複数回にわたり掲載するので、会員の皆さんにおいても、是非一緒に土地家屋調査士制度及び不動産登記制度について考える機会としていただきたい。

（研究所長　小野伸秋）

研究テーマ1
土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究

研究所次長　山谷　正幸

「土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理」には、後掲のとおり３名の研究員が指名され、その研究に取り組んでいるところであります。その趣旨は、土地家屋調査士法第25条第２項における研修として、業務の生命線である筆界に関する技法等は地域によって異なるため、それぞれが所属する土地家屋調査士会の地域の慣習を踏まえた研究を行い、全国的に網羅して土地家屋調査士における筆界の専門書を構築することにあります。3名の研究対象地域は、滋賀県・福井県・千葉県の各土地家屋調査士会の管轄地域です。

明治初年に始まった全国一斉の地租改正ですが、やはり作製された地図内容は少し異なっていることが分かります。連合会は、スローガンとして「境界紛争ゼロ宣言！！」を掲げています。広く国民に境

界(筆界)の専門家として認知されるには、筆界を示した地籍図類を十分理解することが必要と考え研究しております。

以下に、3名の研究員の研究中間報告を掲載します。

土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理について

1. はじめに

研究所研究員　古関　大樹
(京都女子大学非常勤講師)

旧公図と、その系譜的関係にある明治の地籍図には大きな地域差があり、土地の慣習にも多様な地域差が含まれていることは、今日の地籍制度に様々な問題点を残している。地域ごとの様相を理解するためには、地元に根差した整理・研究が重要となってくるが、地域差が生じた範囲は現在の都道府県とは一致せず、その具体像は未だ明らかでない。

地域差が生じた内容は様々な問題に及んでおり、その様相はきわめて複雑である。これを理解するためには、1つの地域の研究もさることながら、異なる地域との比較研究も重要であり、様々な意見交換の中から、土地の筆界に関する有効な鑑定理論が構築されていくものと思われる。また、意見交換を重ねるためには、共通の指針となる課題点の整理が必要となろう。

この研究グループでは、滋賀県・千葉県・福井県の各事例を比較分析し、旧公図に充当された地籍図の種類と、その資料的性格を主に研究してきた。比較分析の中から分かってきた相違点と共通点を整理して、土地の筆界に関する鑑定理論を構築するための方法論を整理したい。

2. 滋賀県の地域的特色

研究所研究員　古関　大樹
(京都女子大学非常勤講師)

旧近江国を引き継いだ滋賀県は、一時期当県に含まれた旧若狭国・越前国敦賀郡が福井県に編入した経緯はあったが、廃藩置県後に成立した姿をほとんど変えることなく現在に至っている。また、全国的には明治期の公文書が失われている場合も少なくないが、県庁が戦災や災害の被害を免れたことから当時の資料が良好に留められており、県下の地籍制度の成立過程を詳細に追うことができる。

滋賀県の明治前期の地籍図の成立過程の概要は、次の表のようにまとめられる。滋賀県では5種類の地籍図が県下で広く確認でき、県庁文書の命令過程を整理すると、1つの種類を集中的に作製してから、次の種類の作製に移るという段階的な成立過程をとっていたことがうかがえる。更正地図は、土地台帳制に移行した明治22年以降に主に作製されたと考えられ、その間暫定的に使用された地籍図が、更正地図と対になって市町村役場に残されている例が多く確認される。しかし、残された種類は、市町村によって異なっており、法務局には他の都道府県のように明治22年以前に作製された地籍図は残されていない。こうした資料の残り方をどのように考えるかも、土地の筆界に関する鑑定理論を構築するための今後の重要な課題となると思われる。

滋賀県の壬申地券地引絵図と地租改正地引絵図は、一筆の詳細を描いた一村全図が基本となっており、他府県のような字限図は原則的に作られなかったと考えられる。地籍編製地籍地図と更正地図は、1/600の字限図が基本であり、索引のための略式的な一村全図が添えられている。地押調査は、地租改正地引絵図を修訂した例が多くみられる。

種　類	時　期
壬申地券地引絵図	M5年11月～7年代
地租改正地引絵図	M8年4月～12年7月
地籍編製地籍地図	M17年6月～18年代
地押調査	M18年11月～21年6月
更正地図	M21年6月～20年代後半

3. 千葉県の公図

研究所研究員　高橋　順治

3-1. 千葉県の地域的特色

千葉県は旧安房、上総、下総の三国を主体としているが、明治6年当時の木更津県、印旛県と、新治県の一部が併合されほぼ現在の県域になった。千葉

県はもともと旧幕府の直轄領が多く、東金市内には旗本の相給地(一村を複数の領主が分割支配する)となっていた村々も多い。明治初期においては旗本(旧領主家)に対する帰属意識はあっても、地域的なまとまりとしての千葉県という組織への一体感は少なかったと思われる。村々を横断した水利組合的性格を有する連合の存在が知られており、改租図、更正図作成にあたっても村々が広域的に意見交換をして、丈量作業を実施し、あるいは和算家に請け負わせたと考えられる。このような経緯が公図の作成過程にも反映され、多様性をもたらしている。明治6年の地租改正にあたって県が発した布達などは庄屋文書の形でかなり残っており、県の文書館などで確認することができるが、その後の調査未了地区の処理から、地押調査に至る具体的な経過を示す膨大な資料は県の文書館でも整理しきれていない。

3-2. 千葉県の公図群

千葉県下の公図は、改租図がほぼそのまま継承されたものと、更正図と総称されているものに二分される。更正図と呼ばれる公図群にも公図の奥書や公図のできばえから、さらにいくつかに分類されるべきものと考えられる。明治19年の地押調査に関する千葉県の布達、明治20年の地図更正の件に関連する千葉県の布達は、戸長役場が行政庁に吸収された影響からか、意外と詳細の確認が難しい。公図奥書により明治19年千葉県乙第30号達しにより調整したことが判明している公図群がある。この達しおよびそのマニュアルについては、佐藤甚次郎著「千葉県の公図」が詳しく紹介している。この達しおよび明治19年に千葉県令船越衛が郡役所に発した布達文などから、千葉県が地押調査を強力に推進したことが窺われるが、なぜ安房、上総地区が重点的にこの達しの対象とされたかについては、具体的な説明資料にあたれていない。公図奥書から類推するしかないが、この地域の改租図作成にあたり見取り図的なものでよいとする達しがあったことも知られており、(前記佐藤甚次郎著千葉県の公図)関係があると考えられる。改租図を実測に基づかずに作成した地域では地押調査を反映した公図を再調製し、他の地域では改租図の微修正にとどめたと考えられているが、なぜ千葉県乙30号達は地域を限定していないのに微調整で済ませ、あるいは、ほぼそのまま改租図を踏襲した地域があるのか？という疑問は残る。

「地押調査」と総称されているが、土地台帳制移行を見据えた流れでは、奥書に、「明治十九年県庁乙第三十号御達により実地に臨み地押し取り調べ候ところ地図誤謬の廉これ有」と記載され、改租図が検査不合格となり再調整を命ぜられた地域では、公図の奥書に「改租の際見取りを以て調整したるものにこれ有今般実地に照査の所その形状等往々齟齬する者少なからず」と記されたと考えることもできる。このように千葉県下の公図は、作成経過からいくつかの群に分類が可能で、公図の奥書にもいくつかのパターンが認められる。

また、利根川流域は和算が盛んで、和算家が改租図、更正図作成にかかわった。地図作製にあたった和算家、村方役人などがどのようなマニュアルに基づいて作業をしたか、和算家が作成した公図の特徴などについて、公図奥書との関連で具体的に調べている。

4. 福井県の地域的特色

研究所研究員　山﨑　勇二

最終的には旧越前国・旧若狭国を引き継いだ形に成り、廃藩置県後から数度の県域及び県名の変更がなされ、明治14年に現在の福井県が誕生する。

この県域の変更と地租改正当時の条例・規則を整理し理解する必要を要する。

明治6年地租改正條例が布告された当時は敦賀県であり、明治7年6月9日に敦賀県より郡村取調規則が達され改租作業に着手しているが、更に明治9年5月2日に市街地測量丈量方心得書により郡村地と市街地の改租作業は別規則により行われた。

また、明治9年6月12日敦賀県より丈量野取下調人等書載并精絵図表紙末文書心得が達された。(表紙・標目・奥書の統一)

その後、明治9年8月21日に県内の嶺北七郡は石川県に、嶺南四郡は滋賀県に編入され敦賀県は消滅したが、郡村地・市街地の改租作業は旧敦賀県時代の規則を引き継ぎ実施された。

明治10年6月17日旧敦賀県域の嶺南四郡の耕宅地の改租終了が滋賀県より地租改正事務局に上申さ

れた。

明治12年3月17日旧敦賀県域の嶺北七郡の市街地の改租終了が石川県より地租改正事務局に上申されたが、嶺北七郡の地租改正作業が一応完了したとの報告がなされたのは明治14年1月である。この間、嶺北七郡で何が起こっていたのか調査すると、明治12年12月1日石川県越前七郡の改租再調の決定が大隈重信総裁名で布達されており、これを受け石川県では明治13年1月21日より改租再調を実施している。

この改租再調については富山県砺波市の資料館に当時の石川県より出張し検査にあたっていた竹部弥平次氏の文書が大量保存されており、地租に関する不服により再調となった経緯から地租の査定評価の再調査と考えていたが、越前七郡改正再調事務日誌等を調査すると、改租図作成・丈量検査の記録が詳細に記されており、越前七郡の改租図を紐解く貴重な資料であることが判明した。

また、山林原野の改租作業についても滋賀県に編入された旧敦賀県域の嶺南四郡では明治11年1月8日に滋賀県より達された山地調査心得書により作成されたが、嶺北七郡では福井県が誕生したのちの明治14年4月27日に達された山林原野取調手続により実施されており、旧県域により作成経緯が異なる。

また、福井県における最大の特徴である地押調査については、明治18年8月14日福井県より丙第81号にて実地取調順序が達され帳簿と実地の相違調査が行われた。

この際に甲図・乙図・丙図の雛形が示されており、甲図は旧改租図であり乙図は改租図作成以降に実地が変更した部分を補訂したもの、丙図は乙図作製以降に分割等変更なされたものとして示されており、甲図・乙図は土地台帳附属地図として扱われ現在も法務局にて閉鎖和紙公図として保存されている。

また、明治20年6月20日内訓地図更正の件についての資料は、福井県内で見つかっておらず事業が行われた形跡が無い。

明治21年照会　町村地図訂正手続においては、福井県は旧図を利用したものとなっている。

福井県内においては全国的に云われる「更正図」・「更正地図」は無いものと推察できる。

福井県内における公図とは旧土地台帳附属地図として扱われた多くは明治9年10月～11月に提出された「字限地籍絵図」を改租図と定義し、その「字限地籍絵図」作成以降変更・修正のあった部分を補訂作成した明治18年～21年に提出された「乙号地図」である。

ただし、明治13年の改租再調の折に作成された明治14年改正の「地籍絵図」も存在するようであり、今後研究を進めていきたいところである。

福井県における「字限地籍絵図」については平板測量により実地の地形を測量しており県内にはその平板原図が残存している。

全国的に云われる一筆毎の野取絵図を貼り合せて作られたという稚拙なものでなく、平板測量の技法により作成され実地地形を精密に描かれており精度良く作成されている。

反別については課税面積であり丈量方法として十字法・三斜法である。

明治4年の廃藩置県当時に福井県内は10藩(天領1含む)の領地があり、地租改正作業当時は大区・小区制の中で、小区内に下調会所を設け数村合同で改租作業を実施していたことが残存する記録より判る。

公図の評価を行うに当たり平板測量により精度良く地形を測量していることは先に述べたが、村竿(間縄)については旧慣があるようである。

一間を六尺一分によりと敦賀県より達せられた郡村取調規則に記載されているが、その後改租作業に着手した村々から改正事務局に充てられた質問・回答が「租税課改正掛報告」として県内に布告されているが、その中にも村竿に関する質問は出てくる。

公図を元に筆界を復元するには、この村竿の旧慣に関する研究を進めていく必要があり、太閤検地や旧藩時代の名残か、下調会所ごとなのか？非常に興味深いものである。

現地は旧慣の村竿にて作成された間縄にて測定した距離を曲尺六尺一分を一間にて記載された一分一間図として描かれた公図と現地の関係…

福井県においては地租改正時代の資料が膨大に残っており、まだまだ研究が足りておりませんし、福井県内全域にわたる調査も出来ておりませんが、今後、土地家屋調査士が専門家として、土地の筆界に関する鑑定理論を語れるようになるには、全国地域毎の筆界に関する慣習を研究し尽くして世の中に発表してこそ、「境界の専門家」として認知されるのではないでしょうか。

愛しき 我が会、我が地元 Vol. 05

宮城会　『意外と知られていない宮城発祥のものを紹介します。』

宮城県土地家屋調査士会　広報部　　久道　弘果

東日本大震災の発災当初から、連合会・各単位会・そして全国の土地家屋調査士の皆様には多大な励ましとご支援をいただきましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。

そして今日も引き続きのご支援をいただておりますこと重ねて感謝申し上げます。

震災から３年が過ぎこの災害が惨憺たるものであったことを実感しております。

宮城会は全会員総力を挙げ、復旧と復興に係わる業務を行っているところです。

我が会、我が地元の紹介をいたします。

宮城県は、東を太平洋・西を蔵王・船形・栗駒などの山々に囲まれ、中央は仙台平野・大崎平野を中心とした穀倉地となっており、自然環境が豊かなところです。面積は7,285 km^2 あり広域仙台都市圏をはじめ７つの広域圏をなしております。我が会は、この広域圏とほぼ一致する形で、仙台・仙南・古川・石巻・登米・気仙沼・塩竈の７支部で構成され、全会員数は286名６法人です（平成26年５月末日現在）。

宮城県土地家屋調査士会　広報部長　　高野　弘幸

大阪たこやき、福岡とんこつ、名古屋のひつまぶしなど、全国には、美味しいご当地発祥の食べ物がたくさんありますが、宮城で真っ先に思い浮かぶのはやはり牛タンですよね？

牛タンが誕生したのは太平洋戦争が終結し、日本が復興に向けて歩み始めた昭和23年。仙台牛タンの生みの親「太助」の初代店主の佐野啓四郎氏（故）が、洋食料理の中で使われていた素材「牛タン」の旨さのとりこになり、試行錯誤を重ねた末「牛タン焼き」が誕生しました。その自慢の一品を、お店で出したのが仙台牛タン焼きの始まりです。

しかし宮城は牛タンだけではないんです。意外と知られていない宮城発祥の様々なものをご紹介したいと思います。

◆**ずんだ**…枝豆をすりつぶして作る緑色のペーストのことです。おもちや、おだんごにかけていただきます。名前の由来としては、豆を打つ「豆打（ずだ）」がなまって「ずんだ」になったという説、伊達政宗が出陣の際に用いた陣太刀（じんたとう）で豆をすりつぶして食したことから、陣太刀がなまって「ずんだ」になったという説など、諸説が存在します。

◆**萩の月**…仙台のお土産といえば萩の月。オリジナルカスタードクリームをたっぷりと使い、ふんわりとした高級カステラ。 宮城県の県花がミヤギノハギであることにちなんで名付けられました。

◆**笹かまぼこ**…明治の初め、豊漁だったひらめの利用と保存のために、すり身にして 手の平でたたいて焼いたのが始まり。昭和10年に仙台市一番町に創業した「阿部蒲鉾」より仙台笹として始まりました。

◆**冷やし中華**…仙台市錦町にある「龍亭」というお店が、夏場の中華売上減少対策として考案。昭和12年日本で初めて売り出した。現代の冷やし中華とは異なり、湯がいたキャベツ・塩もみきゅうり・スライスしたニンジン・叉焼・トマトを上に乗せた物が始まりだったそう。仙台では、冬でも冷やし中華を食べられます。

◆**回転ずし**…元禄寿司(現在の平禄寿司)が仙台発祥です。

◆**レゲエパンチ**…ピーチリキュールのウーロン茶割り。1990年前後に仙台国分町のバーテンダーが、常連客であったレゲエ好きの女性に作ってあげたのが始まり。その飲みやすさが若者に支持され、徐々に全国的に広まっています。

◆**ハンバーガー**…ハンバーガー自体はアメリカが発祥ですが、国分町にある「ほそやのサンド」というお店が1950年からハンバーガーを作り始めたのが日本での始まりです。

◆**炉端焼き**…国分町にある、その名も「炉ばた」という店の中で、野菜を囲炉裏で焼いて出していたのが始まり。野菜に加えて魚介類も焼いて出すようになったことで全国的な知名度が高くなりました。

◆**うーめん**…宮城県白石市発祥の「うーめん」は「温麺」と書きます。

そうめんの種類のひとつで、1本の長さが9cm程度と短く、油を用いないアッサリとした味わいなのが特徴です。古くは胃腸の弱い麺好きの父親のために、地元名家大畑屋の六代目・鈴木浅右衛門勝弘が考案したのがきっかけだそうです。

そのあたたかい親孝行を称え、父親は「温麺(=おんめん)」と名付け、襲名を許すことになりました。しかし、当の本人が帰宅したと同時に、嬉しさですっかり名前を忘れてしまいます(!)。「やったー!ウマいと褒めてもらった!…あれ、なんだっけ、ウメエ…ウ、ウメーメン…? あ、ウーメン…?」という漫画のような展開で、「温麺」は「うーめん」となったのです。

◆**光通信発祥の地**…1964年、東北大学電気通信研究所・西澤潤一教授により世界で初めて光ファイバーによる通信が発明されました。記念碑は、発明の地・東北大学電気通信研究所前にあります。

◆**日本フィギュアスケート発祥の地**…幼時期から高校卒業までを宮城県で過ごしたトリノ五輪金メダリストの荒川静香さん、仙台市泉区出身のソチ五輪金メダリストの羽生結弦選手、東北福祉大出身の鈴木明子選手。宮城はフィギュアスケートが盛んなんです。

日本で初めてフィギュアスケートが行われたのは仙台の五色沼と言われています。この五色沼は震災で崩落した石垣を持つ伊達藩の城、仙台城を巡る堀の一部でした。今でも土塁や石垣の一部が、沼のほとりにそのまま残っています。

明治20年代に五色沼で外国人がスケートを始め、明治30～40年代には地元の子どもたちや旧制の二高生(現在の東北大)の生徒らがフィギュアスケートを教わったと記録されています。また、昭和6年には第二回全日本フィギュアスケート選手権も開催された、由緒正しきリンクです。

残念ながら、今では凍結することも少なく、仮に凍結しても人が乗れる厚さの氷になることはありません。昔は近隣の子どもたちのスケート遊びのメッカでしたが、それも昭和40年代までだったそうです。

◆**ルーズソックス**…えーっ、こんなものも…仙台発祥なの!?ということで、あの、女子高校生の代名詞です。ルーズソックスの発祥地域については、さまざまな説があるものの断定されていませんが、有名な説としては、宮城県仙台市を発祥とする説が有力だそうです。当地で寸法の大きい靴下を防寒目的で買ってゆるめて履いたところ、靴下のボリュームによって、相対的に太ももが細く見えることで流行し始めたというものだそうです。さすがに今では仙台に来ても見ることはありませんよ。

こんな、みやぎ、スゴイと思いませんか?
ぜひ、みやぎに遊びに来てけさいん～♪

大阪会　『「天王寺七坂・七名水」巡り記』

大阪土地家屋調査士会　三島支部　　垣内　俊一

今年の2月ごろ「天王寺七坂」を題材にした新聞記事に興味を持ち、大阪会の会員交流サイト「澪標ネット」で紹介したところ、寺子屋村絵図勉強会（連合会報№677で紹介）会員で探訪に行こうということになりました。資料などを探しておりますと「天王寺七名水」もその近所に存在していることが分かり、調べたところ、大阪は、上町台地が中央にあり、特に天王寺界隈には坂道が多く、そのふもとに湧き水があり名水と呼ばれているところが残っているようです。図書館での資料探しの中で幕末・明治初年頃に描かれた「浪花百景」という錦絵に出合い、今は消え失せてしまった古の大坂の風景がそこにありました。

探訪当日の4月19日は、会員十名ほどが参加。残念ながら私は、急用のため参加することができませんでしたが、後日参加者からは、とてもよかったとの評を得ました。

「天王寺七坂」とは、天王寺界隈の北から「真言坂」「源聖寺坂」「口縄坂」「愛染坂」「清水坂」「天神坂」「逢坂」からなり、賑やかな市街地から少し離れた、緑豊かな寺や神社が多く静かなたたずまいの中にあります。

「真言坂」は、狭い石畳の坂道を登ると石の階段の先に石の灯籠があり、生国魂神社が錦絵と同じ風景で残っていました。

「源聖寺坂」は、両側に民家がある幅2.5ｍほどの急な階段状の石畳の坂道で、国宝大阪全図文久3年（1863）にも階段の坂道で描かれています。この坂を下り松屋町筋を暫く南に行くと「口縄坂」が見えてきます。口縄とは蛇のことで坂の上から見ると蛇のくねった姿に見えるところから名付けられたとも、豊臣秀吉が大坂築城の際、ここを縄打ちの口（起点）としたからともいわれています。初代長谷川貞信の「浪華百景」では、この坂の上から、望遠鏡で大阪湾の方を眺める欧米人と、その側で様子を見る日本人が描かれています。

「愛染坂」は坂の下り口に、勝曼院愛染堂（愛染さん）があるところからこのように呼ばれています。

源聖寺坂

口縄坂

愛染坂

今はコンクリートの坂道になっており、道の両側もコンクリートの壁や石垣で、往時の面影は見つかりませんでした。この坂を下り南に行くと「天王寺七名水」の一つ、「金龍の水」があります。井戸は復元されていましたが、ほのかな甘味を帯びたとされる名水を口にすることはできませんでした。

「清水坂」は両側を石垣で囲まれていますが、道幅が広く上空が開けており広々とした風景が広がっていました。この坂の上り口付近に「石和版浪花百景」に描かれた「増井浮瀬夜の雪」にある料亭浮瀬がありました。七合半の酒を盛ることができる鮑の貝盃を売り物にしていたそうですが、明治20年頃売却され今は存在していません。かの芭蕉翁が元禄7年(1694) 9月23日に訪れ、「この道を行く人なしに秋の暮」と一句を残し、翌月の10月12日に51才で没しています。

清水坂

「天神坂」は、大阪市内唯一の天然の滝「玉出の滝」がある清水寺の南にあり、石畳の坂道で坂の途中に往時の湧き水を模した施設がありました。

最後は「逢坂」ですが、国道25号線の敷地に取り込まれてしまい、往時の面影は全くありません。聖徳太子創建の四天王寺から海への下り道であり、明治23年(1890)実測五千分之一図・萬壽大阪細見図(1863)・大坂町絵図(1716 ～ 1740)の地図では、一心寺と安居神社の間の坂道として描かれております。

「天王寺七名水」ですが、「有栖の清水」は所在不明で、「増井の清水」は増井弁財天の境内にありましたが鉄扉の奥に屋形を眺めるのみで、どのようになっているか確認できませんでした。「安井の清水」は、俗称「かんしづめ(癇静め)の井」といわれ安居神社の社務所脇崖下にありましたが、階段崩壊の危険があるため、上から眺めるだけしかできません。「玉手の水」は、かつては一心寺の西に位置し、天王寺の台地から滴り来る水であったと言われています。現在は所在不明で付近に自然石の碑があるのみです。「亀井の水」とは四天王寺金堂内地底にあるとされる清龍池から流れてくると伝わる「白石玉出の水」とも呼ばれ、現在も亀井堂の亀の口から湧き出しておりました。「逢坂の清水」は、逢坂の途中にあったそうですが、度重なる道路拡幅で取り払われ現在ありません。

以上が「天王寺七坂・七名水」巡り記です。現在、職業が趣味を選ばせたと思い、「村絵図」「町絵図」「城下絵図」と色々資料を集め、現地調査をしています。次は、大阪町歩きと題し「浪花百景」を巡る企画をしています。どんな歴史との出会いがあるか今から楽しみにしています。拙い巡り記にお付き合いいただき有難うございました。

法務省主唱“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省保護局更生保護振興課

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、昭和26年から続く運動で、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。毎年、7月の強調月間を中心に年間を通じて行われ、今回で64回目を迎えます。

第64回の取組

第64回では、本運動で取り組むべき行動目標及び重点事項を以下のとおり定めています。

●行動目標

・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

・犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう

・これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

●重点事項

「立ち直りを支える取組についての協力の拡大」

「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

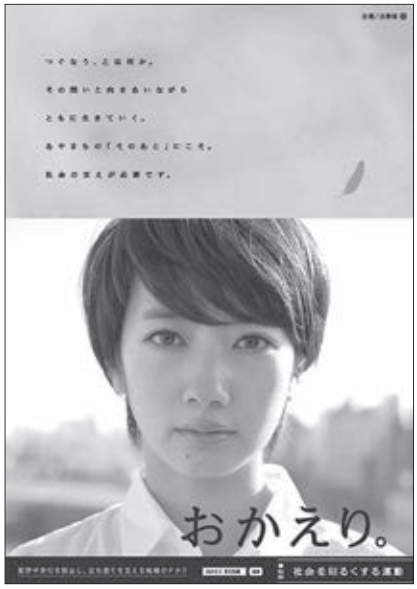

第64回運動　ポスター

近年、一般刑法犯の検挙人員は、減少傾向にあるものの、このうち再犯者の占める割合は、増加傾向にあり、約四割に達します。地域の安全･安心を確保するには、再犯･再非行の防止が欠かせません。保護観察対象者の再犯率を見ると、有職者と比較して、無職者が約四倍となっているなど、犯罪をした人の立ち直りには、就労や住居などの地域社会での生活基盤づくりが重要であることが指摘されています。

本運動を主唱する法務省としても、犯罪や非行をした人の再犯・再非行を防止するため、就労･住居確保支援など、様々な取組を行っていますが、安全・安心な地域社会の実現には、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、見守り、支えていく環境づくり、すなわち地域のチカラが欠かせません。

“社会を明るくする運動”の趣旨に多くの方々に御賛同いただき、犯罪や非行からの立ち直りについて、地域社会の理解と協力の輪が広がっていくことを期待します。

“社会を明るくする運動”は、以下のホームページで詳しく紹介していますので、御参照いただきますようお願いいたします。

・法務省保護局　http://www.moj.go.jp/HOGO
　「社会を明るくする運動」で検索してください。

・更生保護ネットワーク　http://www.kouseihogo-net.jp

・“社会を明るくする運動”「おかえり」サイト　http://www.kouseihogo-net.jp/okaeri/

境界ADRの問題点を問う（その3）

愛知県土地家屋調査士会　　あいち境界問題相談センター運営委員会

これまで、2回にわたって＜境界ADRの問題点＞を探ってきたが、その主な指摘事項は、土地家屋調査士法（以下「調査士法」という。）における現状の問題点であった。

しかし、国の制度として立法化されたADR法に当てはめて、境界ADRを検討する必要があることは当然であり、また、昨年3月法務省に設置されたADR法検討会の報告書が、本年3月17日付けにて発表されているので、今回は、この点を踏まえて境界ADRを問うこととしたい。

そこで、まず、ADR法成立時における附帯決議に注目してみよう。

＜衆議院・附帯決議＞（平成16年11月9日）

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　裁判所、行政機関、民間団体等が提供する仲裁、調停、斡旋等の裁判外紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、関係機関等の連携強化の促進や国民に対する十分な情報提供を図るとともに、総合的な裁判外紛争解決手続制度の基盤の整備に、なお一層努めること。

二　民間団体等が行う裁判外紛争解決手続において、その解決の結果を当事者が履行しないときは、裁判外紛争解決手続を利用する国民のためその実効性が確保されるよう、利用者の権利保護も十分配慮した上で、必要に応じ法整備を含めて検討すること。

三　民間団体等が行う裁判外紛争解決手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに関し、国際的な動向等も視野に入れ、合意が得られない場合の適用原則について、必要に応じ法整備を含めて検討すること。

四　本法の施行後、早期に、裁判外紛争解決手続制度について検証し、必要があると認めるときは、本法の見直しも含め所要の措置を講ずること。

＜参議院・附帯決議＞（平成16年11月18日）

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　裁判外紛争解決手続が裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手段として幅広く利用されるよう、その意義及び内容等について、国民に対して周知徹底を図ること。

二　国民が簡易・迅速な裁判外紛争解決手続を適切に選択できるよう、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、日本司法支援センターその他の関係機関との連携強化、人材育成、法律扶助の適用など、財政上の措置を含め裁判外紛争解決手続制度の総合的な基盤整備に、なお一層努めること。

三　認証に当たっては、民間の紛争解決事業者の自主性や独立性を損なうことのないよう、その趣旨を十分周知するとともに、国民が安心して裁判外紛争解決手続を利用できるよう、適正な運用を図り、法施行後の実施状況を踏まえ、必要に応じ制度の見直しを含め所要の措置を講ずること。

四　手続実施者が弁護士でない揚合において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置については、公正かつ適正な手続を確保し、裁判外紛争解決手続利用者の利益を損なうことのないよう十分に配慮すること。

五　民間紛争解決手続における執行力の付与については、紛争解決の実効性を確保するため、利用者の権利保護も十分配慮した上で、引き続き法整備等の措置も含め検討すること。

六　民間団体等が行う調停、あっせん等の手続の開始から終了に至るまでの手続ルールに関し、紛争当事者間で合意が得られない場合の適用原則の法令化について、民間紛争解決手続の多様性も配慮した上で、今後の国際的動向等を勘案しつつ引き続き検討すること。

七　本法の施行後、早期に、裁判外紛争解決手続制度について検証し、必要があると認めるときは見直しも含め所要の措置を講ずること。

第１　ADR法附帯決議の検討

その1.　＜附帯決議前文＞

衆議院及び参議院の附帯決議前文には、いずれも、「**政府並びに最高裁判所は**、本法の施行に当たり、次の事項について**格段の配慮をすべき**である。」と記載されている。

この、「政府並びに最高裁判所による格段の配慮」とは何か、また、これまで、国民に対して、その配慮がなされてきたのであろうか。

当然のことながら、附帯決議は、本法に入っていない部分なので、ややもすれば、ないがしろにされかねない部分であるが、あえて附帯されていることは重要な部分であり、**「本法の見直しも含め所要の措置を講ずる」**として、今回のADR法検討会において議論がなされたのである（法務省ホームページ「ADR法に関する検討会報告書」参照）。

そこで、その基本事項を要約すると、

㋐　関係機関等の連携強化の促進
㋑　国民に対する十分な情報提供
㋒　実効性の確保、執行力の付与
㋓　合意が得られない場合の適用原則の法令化

等を中心にした**「制度の見直しを含めた基盤整備」**である。

その2.　＜現状認識＞

愛知県土地家屋調査士会のADRセンターは、愛知県弁護士会（設立当時は「名古屋弁護士会」）との協働の下、平成14年10月に設立した。

その翌々年の平成16年、名古屋地方裁判所のホームページにおいて民間調停機関として当会ADRセンターの紹介をしていただけないかとお願いし、それ以来、具体的内容については当会のホームページにリンクできるようになっており、このことは、附帯決議の一部についての先駆けであったように思われる。

しかし、ADR法成立後、「**国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢**となるよう、関係機関等の連携強化の促進や国民に対する十分な情報提供を図るとともに、総合的な裁判外紛争解決手続制度の基盤の整備に、なお一層努めること。」について、これまで格段の配慮がなされてきたとは感じられず、それぞれの機関が、それぞれに努力する範疇に収まっているように感じている。それは、自主性という名の下に、政府及び最高裁判所は、他力に任せていたのではないだろうか。

その3.　＜筆界特定制度との連携＞

もっとも、境界ADRにおいては、平成22年7月「筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携の具体化について」と題して、法務省民事局民事第二課と日調連との共同具体化策が示されている。

このことは、政府（法務省）における配慮の一つであるのかもしれない。

そこでは、

㋐　記載内容を統一した相談票
㋑　説明資料（共通のパンフレット）
㋒　統一した連絡票

を作成して、両制度の連携強化を図ることとなっているものの、連携の手続的な部分にとどまっている。

また、筆界特定後の実効性を確保することの具体化策の一つとして、境界杭設置と合意書の作成について、連合会で検討されたが、これも、筆界特定を補完するものの一つであり、実質境界ADRにおける紛争解決具体化策とは言えないだろう。

第２　附帯決議本文と検討会

その1.　＜裁判所との連携＞

今般のADR法検討会の報告書を見ると、「2.　認証ADRを利用しやすくするための施策」における「認証ADRと裁判所との連携について」の意見に注目すべき部分がある。

それは、「裁判所に係属している訴訟事件について、裁判官が適当な場合に認証ADR事業者の利用を勧奨するなどの仕組みを設けることを含めた認証ADRと裁判所との連携について」である。

残念ながら、裁判官が「事案に応じて自主的判断により、適切な認証ADR事業者に言及することに大きな問題はないと考えられる」としながらも、克服すべき課題も多く、将来の検討事項とされた。

このことは、現時点において、裁判所における一般的公平性からすれば当然のことではあるが、境界ADRの扱う問題には、より専門性と特殊性があり、

その対応においては、少なくとも裁判所における調停よりは望ましい態勢が整っていると私たちは感じている。

しかし、そこには、民間団体が運営する**調停機関への信頼性の希薄さ**と**費用負担**の2点が大きくのしかかる。

その2. ＜国民の気質と信頼性＞

日本の調停制度は、大正11年にスタートし、日本人の気質（互譲精神）と相まってその存在感を示してきたが、それも「裁判所における調停」ということからすると、それは、日本人の「官に依存」、「権威に依存」する体質の中にあり、また、その効果に確定判決と同一の効力が認められることから、有効な手段であるという意識があったのではないだろうか。

しかし、そこを乗り越えることが今般の司法制度改革である。

その3. ＜関連機関との連携強化の検討＞

そこで、「費用負担」の問題は前回において一部触れたので割愛し、これまでの環境を踏まえて、「調停機関の信頼性」を得るには、どのような形態があり得るのかについて考えてみた。

㋐ あくまでも、政府からの支援は広報等の強化にとどめ、その他のことはADR事業者各自による自助努力に任せる。**（単独強化型）**

㋑ 弁護士会等民間関係団体と連携を図り、ワンストップサービス的な総合紛争解決制度へ移行する。**（民間一体強化型）**

㋒ ㋐と並行して、裁判所に係属している訴訟事件において、特に専門分野に特化した事件につき、民間ADRを推奨する。**（民間移行型）**

㋓ 裁判所の調停部門において、特に専門分野に特化して、民間ADRを組み入れる。**（裁民一体型）**

㋔ ㋐と並行して、裁判所の専門調停に専門員を多数導入して、調停部門を強化する。**（二立並行強化型）**

等々が考えられるが、㋐㋔を除き、いずれも、今すぐに移行できる手法としては、乗り越えなければならない障害が多すぎるように思われる。

しかし、国民の期待を背負って鳴物入りでできたこの制度が、現状のままで良いはずはなく、今後の方向性として、何か選択していかなければ進展しないことは間違いない。

その4. ＜情報提供の検討＞

また、制度向上に向けて努力すべきことの大きなポイントは、「国民に対する十分な情報提供」であろう。

それぞれの民間ADRは、それぞれに努力していると思われるが、今後取り組むべき情報提供の手段としては、

㋐ 国民に更に認識してもらうために、少なくとも、関連団体（法テラスを含む）が一致団結して連携した情報提供に当たる。

㋑ 全国どの裁判所においても、紛争解決機関としての民間ADRへアクセスできるようにする。

㋒ 政府として、民間ADRの存在を新聞、テレビ、ラジオ等にて広く広報するとともに、公開ADRシンポジウム等を主催する。

㋓ 地方公共団体と民間ADRとの連携方策として、市民向けの広報やパンフレットの備置きはもとより、市民相談室との連携の充実を図る。

などが考えられる。

第3　今後の在り方

その1. ＜考え方のポイント＞

社会は、これからも多様化し、複雑化が進む。そうした社会情勢の中にあって、司法制度改革が、紛争解決手段としての現行裁判制度の反省から出発したとしたら、難題ではあるが、互譲精神を引き出した私的自治が、期待され求められていくことは必然のように思われる。

しかし、「互譲精神を前提とした調停による和解」は、従来の法規範を前提としたとき、その制度は規制されてしまうのではないか、換言すれば、法律家による法律論としてのみ語られたときに、ADRの精神は萎縮してしまうのではないかということが危惧される。

そこで思うのは、**隣接法律専門職**として、また**実務家**として、**国民感情を理解**しつつ、**法律家とともに**ひたすら考え、**提言し実践**していく他にないと考える。

その2. ＜調査士会の現状＞

現在、土地家屋調査士会では、全国50会全てにADRセンターが立ち上がっているが、このことは、社会保険労務士会を除き、その他の士業に比べて先行していると言えよう。

しかし、そのうち、ADR認証を取得したセンターは、いまだ19会にとどまっている現状（平成26年6月末日現在）は、認証取得時の手続の繁雑さとともに、「ヒアリング事項」第4「認証ADRの認証・監督手続について」にも記したが、認証取得後の毎年の事業報告書の提出負担も関係しているように思われる。

そして、これまで認証を取得しADRセンターのほとんどが活用されていない現状が、認証取得を躊躇させているのではないかとも考えられる。

また、認証取得の大きなメリットとしていたADR法第25条（時効の中断）、同法第26条（訴訟手続の中止）、同法第27条（調停の前置に関する特則）の3特例は、現時点において、あまり問題視されていないことや、それらの判断の不明確性があること等が明らかになってきていることは、ADR法検討会においても議論されている。

その3. ＜今後の取り組み＞

とはいうものの、ADR法の下で**認証ADRセンター**となることは、今後の運営及び関連機関と連携を強化する上においてメリットは多く、認証ADRだからこそ裁判所、官公署等との連携が望めるなど、更なる展開があるようにわれる。

そして、最後に確認すべきことは、本ADRが、**調査士法第3条に規定する業務である**ということを連合会及び単位会役員、そして全会員が理解し、活用できる環境を作ることに努力し、活用することにある。

（以上は、愛知県土地家屋調査士会・あいち境界問題相談センターとしての意見であることを申し添える。）

土地家屋調査士ADRについて、愛知県土地家屋調査士会・あいち境界問題相談センターから計3回に亘り、貴重なご意見を寄稿いただき感謝申し上げます。

個々の会員が自分のこととして捉え、「土地家屋調査士の業務とは何か」を今一度考える契機となれば幸いです。

（連合会広報部）

「土地家屋調査士白書2014」発刊のお知らせ

この度、皆様から貴重な情報提供にご協力をいただき、「土地家屋調査士白書2014」(A4判、両面・カラー印刷、全112頁、全第9章)が刊行されました。土地家屋調査士制度の一層の理解を得るために、ぜひ活用していただきたいと考えております。

土地家屋調査士白書初刊によせて

ここに、土地家屋調査士白書2014年版の完成をみたところですが、念願の初刊でもあります。本年は私たち土地家屋調査士が誕生して64年となりますが、時間の経過とともに社会に求められる役割も変化して参りました。

そのような環境下、土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データについては、これまで日本土地家屋調査士会連合会の部門ごとに、それぞれ必要に応じて統計又は資料としてまとめ保持されてきたものですが、これを「白書」という形で一元的・集約的にとりまとめ、一般国民向けに公開することは、社会に多く存在する白書と同様に、土地家屋調査士の実勢や取り巻く環境についての貴重な資料集となるばかりでなく、各種行財政施策のバックデータや、土地家屋調査士会及び会員にとっての貴重な制度広報の役割を果たすツールとして、更に将来の土地家屋調査士制度及び不動産登記制度等を展望するに際しての重要な統計集になると考え、本年度当初から準備してきたものです。

なお、東日本大震災における復興支援活動にも注目し、本書巻末に、同大震災に関する日調連及び被災された東北の3土地家屋調査士会(宮城県、福島県、岩手県の各土地家屋調査士会)の対応や未曾有の経験を記録として掲載しました。

この度の土地家屋調査士白書の発刊により、多くの皆様に全国各地で活躍する土地家屋調査士を、より身近な存在として認識いただければ幸いです。

最後に、法務省、国土交通省、最高裁判所、警察庁、復興庁、消費者庁、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係団体、各土地家屋調査士会の皆様には本書発行に当たり貴重なデータ提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

平成26年3月
日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　林　　千　年

目　次

第１章　日本全国あなたの近くの土地家屋調査士
1　全国の土地家屋調査士人口
2　土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等
3　都道府県別人口と各法律専門職等士業人口

第２章　日本経済に貢献する土地家屋調査士
1　不動産登記事件数の推移
2　土地の表示に関する登記事件数の推移
3　建物の表示に関する登記事件数の推移
4　土地家屋調査士とオンライン登記申請
5　参考資料　国土交通省「土地白書」から
6　公共嘱託登記

第３章　日本社会に寄り添う土地家屋調査士
1　土地家屋調査士会が運営するADRセンター
2　筆界特定制度
3　土地家屋調査士による社会教育活動
4　土地家屋調査士会等による全国自治体との防災協定

第４章　自らを省みる土地家屋調査士
1　土地家屋調査士の登録
2　懲戒処分

第５章　研鑽し続ける土地家屋調査士
1　土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地家屋調査士
2　土地家屋調査士会による研修会

第６章　研究し、発信し続ける土地家屋調査士
日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について

第７章　仲間を支え合う土地家屋調査士
1　全国の土地家屋調査士会
2　日本土地家屋調査士会連合会組織について
3　全国土地家屋調査士政治連盟の誕生

第８章　進化を続ける土地家屋調査士
1　国際地籍シンポジウムの開催
2　地籍問題研究会
3　土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究

第９章　土地家屋調査士が歩み続けた道
1　土地家屋調査士制度の誕生
2　日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

東日本大震災と土地家屋調査士
1　各土地家屋調査士会との連携
2　日調連、各土地家屋調査士会による被災者支援活動
3　土地家屋調査士の大震災の教訓
4　土地家屋調査士による復興支援

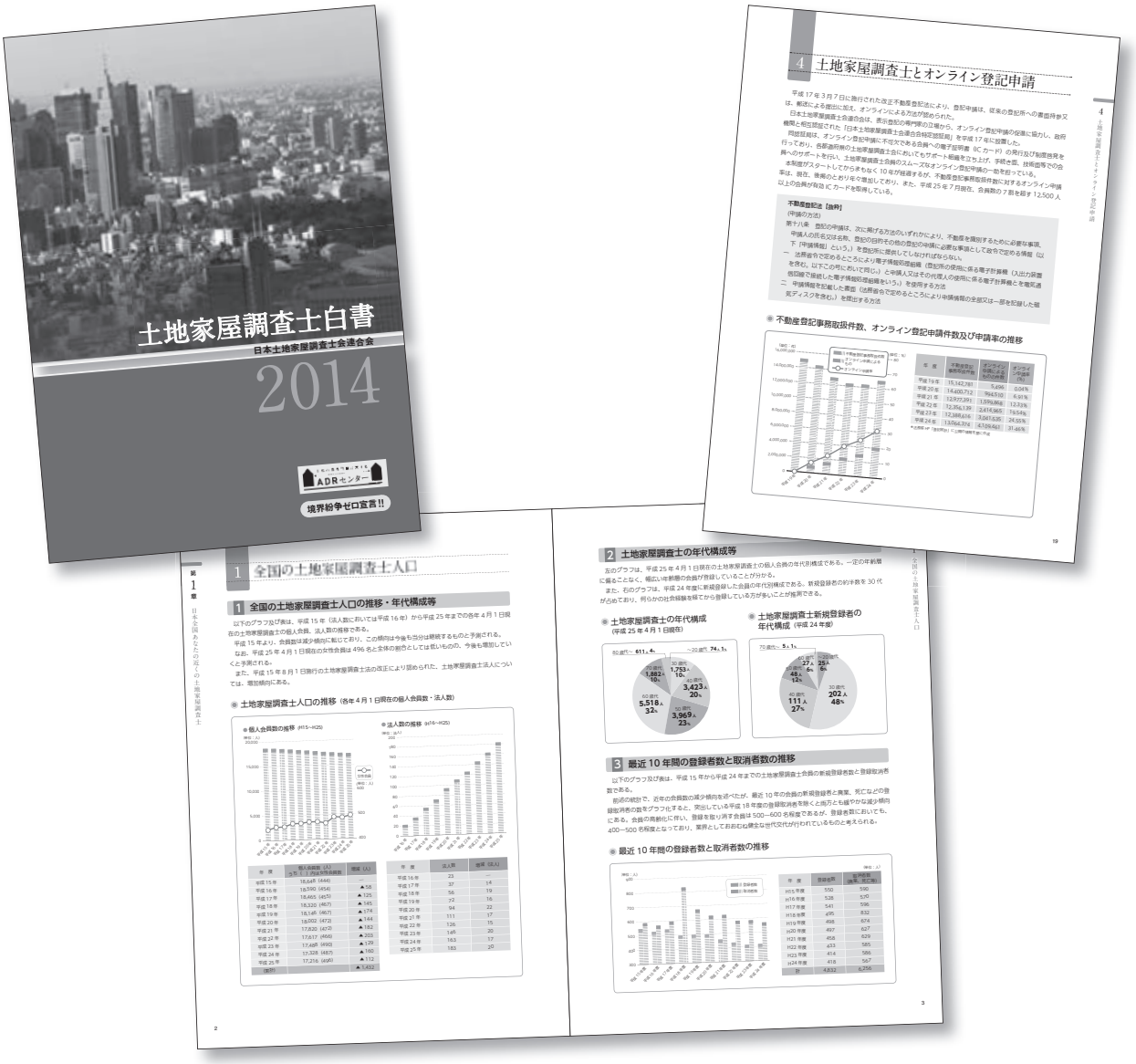

ADR 認定

土地家屋調査士になろう!

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第３条第２項第１号に定める研修として、これまで特別研修を９回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレイトに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？

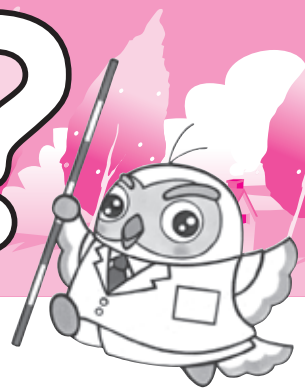

目　　的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第３条第２項第２号による法務大臣の認定を受けて、同条第１項第７号及び第８号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第４条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受　講　料

新規受講の受講料は、会員は８万円、有資格者は10万円になります。
※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料２～４万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第９条第１号から第３号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1　基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第９回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおりでした。

憲　　法	：土井真一講師／京都大学大学院教授	ADR代理と専門家責任	：馬橋隆紀講師／弁護士
民　　法	：山野目章夫講師／早稲田大学大学院教授	所有権紛争と民事訴訟	：鈴木秀彦講師／弁護士
民事訴訟法	：山本和彦講師／一橋大学大学院教授	境界確定訴訟の実務	：齊木敏文講師／横浜地方裁判所判事

2　グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成
3　集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義
4　総合講義（３時間）：弁護士による倫理を主体とした講義
5　考　　査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第10回特別研修の日程

1　基礎研修：平成27年２月６日(金)から８日(日)
2　グループ研修：平成27年２月９日(月)から３月12日(木)
3　集合研修：平成27年３月13日(金)、14日(土)
4　総合講義：平成27年３月15日(日)
5　考　　査：平成27年４月４日(土)

特別研修の受講体験者の声

山口会　山田篤志会員

この業界で10年以上お世話になっておりますので、特別研修のことは当初から知っていました。内容に関して興味がありましたので、土地家屋調査士の登録を受けてすぐに受講するつもりでしたが、開催時期が年度末でしたので毎回躊躇していました。そんなとき、山口会で受講者が集まりそうだとのお声をいただき、また時間の方もなんとかできると思いましたので受講させていただきました。

最初の基礎研修はDVD研修でした。予習せずに出席したため、聞くだけで精一杯でしたが、個性的な先生方の講義でクスッとする場面も多々ありました。

次にグループ研修として、私を含め６名で課題に対し討論しました。この課題には明確な解答が無いように感じられ、妙に深読みしたりして唸りながら考えさせられました。絶妙な課題だなと感心しました。意外にグループとして上手くまとまりました。

集合研修・総合講義は中国ブロックでの研修で、弁護士の先生が講師でした。受講者に対し万遍なく質問され、気の抜けない講義でした。二日目は慣れたせいか、和やかな雰囲気での講義となりました。

それから３週間経っての考査でしたが、私はこの間、思うように勉強できませんでした。仕事のせいにしてはいけませんが、うまくやらないとキツいと思います。

普段の業務の中で、何かしら問題のある案件と出会うことも少なくありません。また、さまざまな考えを持つ方々との出会いがあります。この特別研修は、仕事の対応やリスク回避のための知識としてとても有用だと思いますし、研修に関わる方々とのやりとりもよい経験になり感謝しております。個人で境界紛争の勉強をすることも大事ですが、研修での勉強はさまざまなものを得ると思います。研修を運営し、また、お手伝いされている皆様に厚くお礼申し上げます。

山口会　中村将二会員

私は土地家屋調査士試験に合格したばかりで、民法を覚えている間に受験した方がいいと勧められたこともあるのですが、既にADR認定土地家屋調査士となられておられる先生から「特別研修を受けて土地家屋調査士業務についても考え方が変わった。特に『取得時効』については簡単に言えるものではないのだ、と痛感した。土地家屋調査士業務においても依頼者や立会人に話す内容について非常に気を配るようになるので、絶対受けたほうがいい。」と、強く勧められたことが受講する動機となりました。

2月7日～９日の基礎研修では、ADRやADRによる和解に至らなかった場合、訴訟になることも踏まえての方針と方策。それを基に予め設定されたグループで、3月４日締切のグループ研修課題の提出のために、2月10日～３月３日の間で最低15時間のグループ研修を、グループ内で日時調整して設定。その提出課題を3月14日～16日の集合研修・総合講義で添削。４月５日考査。という流れで終え、ADR業務は弁護士の先生方と共同受任で行うため、共同作業を円滑に遂行するために必要な研修だと感じました。

グループ研修では、出題されている課題に土地家屋調査士業務の実務的な内容も含まれていたことから、土地家屋調査士としてそれぞれの資料の持つ情報を活用する方法を学べたことは、新人である私にとって非常にありがたく、また、お互いに書き慣れていない申立書・答弁書を、意見交換しつつ締切ギリギリまで調整し万全に仕上げたと思っていたのが、総合講義でもっと一語一句に注意を払わなければならないという指導を受けたこと、時効取得の要件を満たし援用するためには、相手方の証言を検討する必要もあり、思っていたより非常に困難であること、土地家屋調査士が紛争性のある事案への取組む考え方を学び、有意義な研修であったと感じております。

ちょうさし俳壇

第350回

男の矜持　水上陽三

思へらく父情の厚み竹落葉
衣更へて千歩がほどは軽くなる
夏帽子粋な形に夜の散歩
建礼門院の衣擦れの音若楓
筋金は男の矜持鉄線花

雑詠　水上陽三選

藻の花は水の流れに逆らはず　**岐阜　堀越貞有**
さみだるる古道に無縁墓標かな
羽抜鶏それでも凛と斗へり
英語でしか話さぬ社長入社式
知らぬ間に休耕田に夏大根

浅草の湯を出て妻の夏帽子　**東京　黒沢利久**
業務委託日に日に遠し額の花
街の湯の露天に祭囃子かな
夏風邪や漢方薬の効き確か
少年の頃の風吹く夏の川

藻の花の揺れて広がる水輪かな　**茨城　島田　操**
老農の一途に守る青田かな
女校生らうなじ清楚に夏帽子
夏の霧水平線に船の影
麦笛の曲の音程整はず

運転免許更新辞めて炉を塞ぐ　**茨城　中原ひそむ**
海よりの風の涼しき二階部屋
夢で逢ふ夢の儚なし春北斗
風鈴のさやかに鳴りて目覚めけり
梅雨の妻二十四時間心電図

木洩れ日に影絵のごとき揚羽蝶　**東京　雅々女**
遊ぶ子の影短かくて夏の空
単線の右に左に青田かな

筆界のいまだ決まらぬ朧月　**長野　中沢　武**
堺杭互いに譲る春日和
杭の位置決まり祖に告ぐ春彼岸

今月の作品から　水上陽三

藻の花は水の流れに逆らはず　堀越貞有

代表的なものに梅花藻があるが、水中から花茎を伸ばし小さな花を咲かせる、藻の花の生態をそのまま言ったに過ぎない作品であり、当たり前と言ってしまえばそれまでだが、我々は往々にして当たり前のことに新鮮さを感じるものである。まさにこの句のように。

浅草の湯を出て妻の夏帽子　黒沢利久

浅草の湯と言っているが、銭湯ではなかろう。竹下内閣の頃全国の市町村に街興しの資金を一律に交付したことがあり、全国至る所で温泉の掘削をしたことがあった。この湯はそうではないが、いろいろな施設を備えた大掛かりな癒しの施設としての湯だろうと思われる。当然日中開かれているので夏帽子も必要とおもわれ、現代的な違和感的なおもしろさがある。

藻の花の揺れて広がる水輪かな　島田　操

期せずして今月は、藻の花二句を取り上げることになったが、この句の藻の花は、梅花藻のように流水に咲く藻ではなく、池のような動かない水に咲く藻の花であろう。風などによって藻の花が揺れ動くことによって生まれる水輪に焦点が当てられた作品である。

運転免許更新辞めて炉を塞ぐ　中原ひそむ

三年に一度の運転免許の更新であるが、最近八十歳以上の方々の免許証返上が多いようである。作者の事情は知らないが、年齢的な身体機能の衰えを自覚しての決断なのであろう。かく言う私も米寿を迎えた今も普通車の運転をしているけれども、身につまされる思いである。同時発表の作品に奥さんの心電計装着の句もあったがご自愛を祈りたい。

会長レポート

REPORT

5月16日
～6月15日

5月

16日

宮城会　第64回定時総会

メルパルク仙台にて宮城会の総会が開催され、来賓として出席。東日本大震災の被災地で活躍している多くの仲間の皆さんに感謝とお礼の意を込めて挨拶させていただいた。

17日

福井会　平成26年度定時総会

福井県芦原温泉「まつや千千」で開催された福井会総会に出席した。福井会では戸田会長の急逝もあり、大変な時間を過ごされたものと推察するところですが、生前のご貢献に対し、戸田会長のご遺族に連合会からの感謝状をお渡しさせていただいた。

20日

正副会長打合せ

正午から開催される自民党議員連盟総会並びに27日に開催予定の民主党議員連盟総会に臨む日調連の姿勢を最終確認。各副会長、竹谷専務理事、中塚総務部長出席。

自由民主党・土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

各副会長、竹谷専務理事、中塚常任理事、横山全調政連会長、小沢全調政連幹事長とともに自由民主党本部に向かう。
高村正彦会長、塩崎恭久幹事長はじめ多くの議員の方の出席があり、全調政連の長い活動の積み重ねによるものと感謝。
政策要望、予算要望を岡田副会長が説明し、理解を得るとともに、力強い応援、支援の言葉を頂いた。継続と結束こそが組織の力だと再認識。

22日

福島会　第59回定時総会

ビッグパレットふくしまにて開催された福島会総会に出席。総会会場に隣接して避難住宅があり、いまだに避難されている会員もおられるとのことで、改めて復興や原発事故の終息への長い道のりを実感。

23日

福岡会　平成26年度定時総会

羽田を経由して福岡へ移動し、福岡会総会に出席。福岡会の役員の方をはじめ多くの会員の皆さんと時間を忘れて意見交換ができ、有意義であった。

24日

三重会　平成26年度定時総会

福岡から中部国際空港を経て三重県津市へ移動し、三重会総会に出席。連合会報告の形で事業報告、事業方針を主体にお話しさせていただいた。私自身の出身ブロックでもあり、知人も多く楽しい時間を過ごせた。

27日

民主党・土地家屋調査士制度推進議員連盟総会

12時から、岡田・菅原・宮嶋各副会長、竹谷専務理事、横山全調政連会長、小沢全調政連幹事長とともに民主党議員連盟総会に出席。
政策要望、予算要望を岡田副会長が説明し、理解を得たところである。

28日

愛知会　平成26年度定時総会

名古屋マリオットアソシアホテルにて開催された、愛知会総会に出席。会場も素晴らしく、多くの来賓と会員の出席があり、盛大な総会であった。

30日

岐阜会　平成26年度定時総会

地元の岐阜会総会に出席。今日で全国の単位会総会がすべて終了したこととなる。やはり出身会は良いものだ。自宅に戻ったような安心感にホッとする。次は、いよいよ日調連総会。

6月

2日

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会第29回定時総会

ホテルメトロポリタンエドモントにて開催され、宮嶋副会長とともに出席し、祝辞を述べる。

4日

衆議院議員保岡興治「モーニングセミナー」

保岡議員のモーニングセミナーに岡田副会長と出席。全調政連からも横山会長、小沢幹事長出席。石破自民党幹事長が政治の現状について講演。私としては、エネルギー政策が興味を引く内容であった。

6～7日

九州ブロック協議会　平成26年度定時総会

九州・博多で開催された九州ブロック総会に出席し、祝辞とは別に日調連報告の時間を用意いただいた。各会の役員さん方に小人数の場でお話できる機会はあまりないため、有り難かった。九州ブロックの役員の方々は、皆とても元気がいい。

10日

衆議院議員塩崎恭久「塩崎恭久と明日を語る会in東京」

衆議院議員棚橋泰文「有隣会と日本の未来を語る会」

岡田副会長同席。共に我が国を取り巻く経済状況と世界の中の役割についての講演をお聞きした。

12日

衆議院議員高村正彦「朝食勉強会」

岡田副会長同席。主に外交問題について、興味深い内容のお話をお聞きする。高村先生には、自民党・土地家屋調査士議員連盟の会長として日々ご理解いただいていることに感謝の気持ちをお伝えさせていただいた。

第4回正副会長会議

各副会長、専務理事、総務部長とともに、5日後に迫った日調連第71回定時総会の対応について協議。私たちの執行部が初めて迎える総会の日が楽しみだ。

13日

日本不動産鑑定士協会連合会　第50回総会懇親会

日本不動産鑑定士協会連合会総会に竹谷専務理事とともに出席。友好士業団体の総会のシーズンでもあり、1年の早さを実感。

15～16日

第2回常任理事会

日曜日ではあるが、定時総会の対応を中心議題とした常任理事会を招集。私自身も、この1年間の活動や26年度の計画、予算、さらには将来に向けたビジョンについて、胸を張って、しかし謙虚な気持ちを持って総会に臨むことを確認。

平成26年度定時総会の開催報告

理事　笠川　寛幸

平成26年6月2日(月)～3日(火)ホテルメトロポリタンエドモント「悠久」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会平成26年度定時総会を開催した。総会は式次第に則り倉富会長の挨拶に始まり議事の審議に入った。

議事は、島袋徹志沖縄協会理事長・大石秀世山梨協会理事長を正・副議長に選任し、議案審議を開始した。執行部から、平成25年度の業務報告の後、決算報告をし、監査報告を受け、執行部提案の議案が原案通り可決承認された。また、平成26年度の事業計画(案)、平成26年度一般会計収支予算(案)も原案通り可決承認された。議事の中、執行部からの説明の主な内容は下記のとおり。

平成25年度事業経過報告総括

東日本大震災の発生から三年、被災三県を中心とする東日本において、関係協会が復興・復旧事業に関与して懸命の活動を行い、国家国民に高くその活動を評価されるとともに事業実績においても大きな成果を達成した。

昨年11月末をもって公益法人制度改革における移行期間が満了し、全公連加盟の各協会は公益社団法人若しくは一般社団法人へと移行・認可ができた。新執行体制において公益法人移行へのサポート、組織改革の検討、協会への情報提供、関係団体との連絡調整等、前執行部の引継事項を含め、当面する課題について善処すべく会務運営を行った。

組織改革についてはIPU委員会において答申が為されたが当初計画に沿った全公連会則改正の素案を得るには至らなかった。

しかし、全国ブロック会長会議の開催により各ブロック間の連絡調整に一定の成果が得られ、全公連組織の結束と協調に有益な会議の開催となった。

更に日調連・全調政連と三者会議を開催し嘱託登記業務処理や官公署への予算要望等、不動産登記制度から土地家屋調査士制度まで、多岐にわたる忌憚のない意見交換と調整を行うことができた。

平成26年度事業計画基本方針

① 公益法人の運営に関するサポート

特定行政庁の立ち入り検査対応に万全を期するとともに、公益社団法人としてのコンプライアンス・ガバナンスの研究について取り組む。

② 全公連の将来像について

ブロック協議会の位置付けと活用を踏まえ、全公連会則等の総体的な見直しのため検討する。

③ 公共嘱託登記制度の啓発と研究

協会の社会貢献事業の維持・発展のため、公共嘱託登記制度の啓発と研究に努める。

④ 災害支援協定の啓発と推進

協会と関係官公庁との協定、全公連とブロック協議会、加盟協会との災害発生時における支援活動、全公連と関係団体との連携、全公連における災害対策本部設置のアクションプログラムの策定など、多岐にわたるが、先進協会の事例なども参考に、早急に検討と対策を実施していく。

⑤ 関係団体との連携

引き続き、日調連、全調政連との良好な関係を堅持しつつ、全法務等とも相互理解と連携を深める活動に取り組む。

また、今後とも地図作成総括責任者養成講座や年三回の研修会の開催についても、全公連加盟協会の要望に沿った有効で多様な内容の研修会を開催していく。

全公連の運営について、効率的な会議開催を行い、経費の適切な支出と経費削減に努める。

以上のような説明の中、各協会からは今後の全公連の方向性についての質問が主であった。

議事に引き続き、法務省民事局民事第二課長佐藤達文様、同局民事第二課司法書士土地家屋調査士係長岡田大樹様、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官伊藤夏生様、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長山田猛司様、日

法務省佐藤民事第二課長

本土地家屋調査士会連合会会長林千年様、同会副会長宮嶋泰様、全国土地家屋調査士政治連盟会長横山一夫様を来賓にお迎えし、祝辞を頂戴した。

総会後の懇親会には、漆原良夫衆議院議員、前田武志参議院議員、行田邦子参議院議員、塩崎恭久衆議院議員秘書(代理出席)、小宮山泰子衆議院議員、関係諸団体の方々がご出席くださり、盛会裡に終了した。

国交省伊藤国土調査企画官

来賓全体

平成26年度第1回研修会報告

理事　　早津　隆文

公益移行認定を受けた各協会が、認定後の協会運営に努力されている中、疑問点を抱えながらも解決に邁進されている今日、協会運営の実務について理解をし、今後の協会運営の向上発展のためにしなければならない基本事項について、平成25年第2回研修会「移行後の法人運営について」に続いて、今回「公益法人移行後の運営実務」を演題とし、公益財団法人公益法人協会専務理事・事務局長の金沢俊弘氏から御講演を頂いた。

公益法人移行後の運営実務と題し、以下の内容について詳細に説明された。

公益法人協会金沢講師

1. 移行後の機関運営について
   ①組織運営･事業推進･内部統制
   ②移行登記直後の機関運営
   ③移行登記後2年目の機関運営
   ④通常時(決算、予算)の機関運営
   ⑤決算・理事会等の日程管理
   ⑥就任承諾、履歴書、確認書、兼職届け、役員責任限定契約
2. 理事、監事、評議員の責務について
   ①役員(理事、監事)等の任期管理
   ②役員等の善管注意義務と損害賠償責任
   ③内部統制の整備
   ④内部統制から見た規程・規則の改定・制定
3. 認定基準について
   ①不特定多数の者の利益の増進
   ②収支相償の課題
4. 備置・閲覧と行政庁への提出書類について
   ①備置書類と定期提出書類の関係
   ②備置・閲覧書類の場所・期間・対象・謄写
   ③変更申請と変更届
   ④登記(解散・設立・変更登記)と変更届出
5. 立入検査について
   ①立入検査の考え方

以上のことについて、実例をあげ表を基に説明があり大変理解ができた。特に、組織運営･事業推進･内部統制、就任承諾、履歴書、確認書、兼職届け、役員責任限定契約、役員等の善管注意義務と損害賠償責任、収支相償の課題、備置書類と定期提出書類の関係、立入検査の考え方について改めて考えさせられ理解を深めた。

各協会においては、26年度総会の準備がなされている今日、また、今後行政庁の立入検査が実施される際にも本講演を理解され、整理されていれば対応できるものと確認できた。

全体風景

研修会風景

会議経過及び会議予定

6月9日	第1回地図作成研修実施委員会
6月17～18日	日本土地家屋調査士会連合会第71回定時総会
6月20日	中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
6月23～24日	第2回正副会長会議
6月29～30日	第1回総務・広報・経理担当打合会
7月4日	全国公共嘱託登記司法書士協会協議会定時総会
7月11日	北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
7月27～29日	平成26年度地図作成総括責任者養成講座A講座
10月6日	第2回監査会
10月6～7日	第4回理事会
11月17～18日	第2回研修会

会務日誌　5月16日～6月15日

5月

20日

正副会長打合せ
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会への出席対応等について
2　各種懸案事項の整理について

20～21日

第1回業務情報公開システムに関するPT
＜協議議題＞
1　社会の動向について
2　取組みの二面性
3　業務情報公開の制度設計
4　公開する情報

6月

3～4日

第2回業務情報公開システムに関するPT
＜協議議題＞
1　社会の動向について
2　業務情報公開システム構築への取り組みについて

3日

「日調連主催　実務講座～土地境界実務～」に関する打合せ
＜打合せ・確認事項＞
1　日程について（確認）
2　開催趣旨・目的等について
3　開催概要について
4　講座内容とプログラム案（構成）について
5　開催場所について
6　今後の準備について
7　今後のスケジュールについて

5日

制度の将来と研修体系を考える会議（第2回）
＜議題＞
1　土地家屋調査士研修体系の在り方について

9日

第1回2014シンポジウム実行委員会
＜協議事項＞
1　シンポジウムの構成等について
2　名称について
3　後援依頼等について

9日

第1回研究テーマ「筆界判断の整合」会議
＜議題＞
1　平成26年度の研究所研究テーマ「筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究」について

10～11日

第1回総務部会
＜協議事項＞
1　第71回定時総会の対応について
2　日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正（案）及び日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の新設（案）について
3　平成27年版土地家屋調査士手帳の作成について
4　連合会第72回（平成27年度）定時総会の日程及び会場について
5　平成26年度第1回全国会長会議の開催形式について
6　大規模災害対策におけるバックアップ本部との協定書について

11～12日

第2回社会事業部会
＜協議議題＞
1　第71回定時総会の質問事項について
2　平成26年度社会事業部事業執行方針について

12日

第4回正副会長会議
＜協議事項＞
1　第71回定時総会への対応について

15～16日

第2回常任理事会
＜審議事項＞
1　日調連特定認証局の民間認証局移行に伴う諸規程の一部改正（案）及び日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の新設（案）について
2　筆界特定制度推進委員会委員の追加選任について
3　登記基準点測量作業規程の一部改正（案）について
＜協議事項＞
1　第71回定時総会への対応等について
2　出版企画「国土調査法第19条第5項申請の実例と解説」（仮題）について

神奈川会

「土地家屋調査士試験合格者のための開業ガイダンス」

写真・記事　広報部長　中川　裕久

『神調報』第421号

神奈川県土地家屋調査士会（以下、神奈川会）では平成26年2月2日の日曜日、午後2時から神奈川県土地家屋調査士会館で、これから土地家屋調査士事務所の開業を考えている人達を対象にガイダンスを開催しました。これは開業に当たっての不安や疑問を解消することを目的に研修部が発案し、広報部が協力したもので、筆者も主催者側の一員として参加しました。このような企画は他会では例があるものの、神奈川会では初めての試みです。大々的な広報は行っていないにも係らず、予想を遥かに上回る27名が参加、配布物として準備した測量器や測量計算ソフトウェアのカタログや価格表、各種機材のカタログ、融資制度の案内などが当初用意していた数量では足りず、急遽追加する盛況ぶりに関係者一同うれしい悲鳴を上げました。

会場は発言しやすい自由な雰囲気を作るため、あえて机は置かず椅子を楕円形に並べた“車座形式”とし、主に参加者からの質問に主催者側が答えるというスタイルでガイダンスは進行しました。主な質問は

- 自宅兼用の事務所の場合、メンタル面での区分けはどうしているか。
- 補助者の雇用は必要か。調査士同士で協力は可能か。
- 開業してからどのくらいで仕事が入ってくるか。営業活動はどのように行っているのか。
- 実務経験を積むための就職先の選択方法を教えて欲しい。
- 必要な工具類やおおよその価格はどのくらいか。
- 実務、補助者の経験なしで登録は可能か。経験を積んでから登録すべきか。
- 測量技術習得までの時間はどのくらいか。
- 事務所を借りる場合の費用、家賃以外の費用はどの位を見積もればよいか。
- 売上と経費はどのくらいになるのか。
- 公共嘱託登記土地家屋調査士協会について教えて欲しい。

などでした。

今回のガイダンスの参加者は、測量や自営業の経験のない方が大半を占めていました。確かにまったくの未経験者が開業するのはハードルが高いと思います。しかし、土地家屋調査士という業界の発展のためには、異業種からの転職者など多様な人材が参入できる土壌が重要だと思います。およそ2時間の予定時間が終了した後も、私たち役員に質問をする参加者が多数見受けられましたが、中でも“ゼロからの開業組”で今回中心となってガイダンスを企画、準備した研修部の佐々木謙一次長が質問攻めにあっていたことは印象的でした。

お知らせ

日調連特定認証局の民間認証局への移行に伴う電子証明書の発行等に関する重要なご案内

日本土地家屋調査士会連合会

平成18年に日調連特定認証局を構築して以来、連合会では多くの会員にご理解とご協力をいただき、国が進めているオンライン登記申請の促進に協力して、平成26年5月末日までに累計24,850枚の電子証明書を発行しております。これまで、現認証局の運営には多額の費用を要し、連合会の財政にとって大きな負担となっている状況において、平成23年11月に、土地家屋調査士法施行規則が改正され、連合会が提供する情報に基づき、他の認定認証事業者が土地家屋調査士であることを証明する電子証明書を発行することが可能になったことから、平成25年6月18日、19日に開催した第70回定時総会において、現認証局が行っている業務を、経費の節減が見込める「電子署名及び認証業務に関する法律」上の認定を受けた民間の認定認証事業者（以下「新認証局」という。）に委託したいとする議案を上程し、可決承認されたところです。

それを受けて、連合会では、委託先となる新認証局の選定や電子証明書の配付方法について検討を続け、その結果、セコムトラストシステムズ株式会社が運営する「セコムパスポート for G-ID」の認証サービスを選ぶこととし、土地家屋調査士であることを証明するファイル形式の電子証明書の発行等の業務を委託することといたしました。

詳細につきましては、順次確定次第、ご案内をいたしますので、円滑な移行のために、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1　現認証局で発行した電子証明書の失効時期

現認証局については、2015年（平成27年）3月中旬を目処に閉局したいと考えており、そのため、2015年（平成27年）2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書のすべてを失効させる予定としております。

なお、保有する電子証明書の有効期限の途中で利用ができなくなる会員に対しまして、現認証局が発行した電子証明書の利用ができなくなる期間に応じて、新認証局で発行する最初の電子証明書の発行負担金を、その期間に応じて割引をします。

2　新認証局が発行する電子証明書の申込み

申込みの窓口は、現認証局と同じく、連合会となります。

連合会では、現認証局が発行した有効な電子証明書を保有している会員に対しまして、新認証局から電子証明書を発行するための申込書を送付します。申込書の送付開始は2014年（平成26年）8月下旬からになる見込みです。

新認証局における電子証明書の発行は、2014年（平成26年）10月中旬からを予定しており、新

認証局から電子証明書の発行が開始された後は、現認証局からの電子証明書の発行は行いません。

新認証局からの電子証明書の発行のタイミングは、現認証局が発行した電子証明書の有効期限によって次の3つのグループに分かれますが、**どのグループであっても、なるべく早期に新認証局から発行される電子証明書の利用申込みをいただきますようお願いします。**

Aグループ　電子証明書有効期限：2014年10月中旬～11月中旬

優先して新認証局から電子証明書を発行しますが、発行開始直後は、発行事務が集中することも予想され、新認証局における電子証明書の発行が遅れた場合には、電子証明書の利用ができない期間が生じるおそれもあります。

現認証局では、有効期限の3か月前を目処に新しい電子証明書を発行するための利用申込書を送付することとしております。電子証明書の利用できない期間を確実になくしておきたいと考えられる会員におかれましては、新認証局から発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局からの電子証明書の発行請求の手続も併せてお願いします。

Bグループ　電子証明書有効期限：現在～2014年10月中旬

現在利用している電子証明書の有効期限日の翌日から、新認証局において発行した電子証明書を確実に入手できるようになると想定される同年11月中旬までの間、電子証明書の利用ができなくても影響ないという会員におかれましては、現認証局の電子証明書の発行の申込みを行わず、新認証局から発行する電子証明書のみにお申込みいただきますようご協力をお願いします。

なお、電子証明書の利用ができない期間をなくしたいとする会員におかれましては、新認証局が発行する電子証明書の申込みだけでなく、利用できる期間は僅かなものとはなりますが、現認証局が発行する電子証明書の発行請求も、併せて手続きいただきますようお願いします。

Cグループ　電子証明書有効期限：2014年11月中旬以降又は新規

2015年（平成27年）2月下旬までに、現認証局で発行した有効な電子証明書をすべて失効する手続を行う予定であり、それまでに新認証局からの電子証明書を発行できるよう早期に利用申込みいただきますようお願いします。

3　電子証明書の発行方式

指定されたサイトから、ファイル形式の電子証明書をダウンロードする方式とする予定であります。

現行のICカードに換えて、ファイルを参照するというだけで、それ以外の使い方は、これまでと変わることはありません。

なお、ダウンロードは1回限りとなります。ダウンロードの方法や使い方に関して、ヘルプデスクを開設する予定でありますので、ご参照いただきますようお願いします。

詳細は追ってお知らせします。

日調連特定認証局移行スケジュール（発行） ※変更になる場合があります。

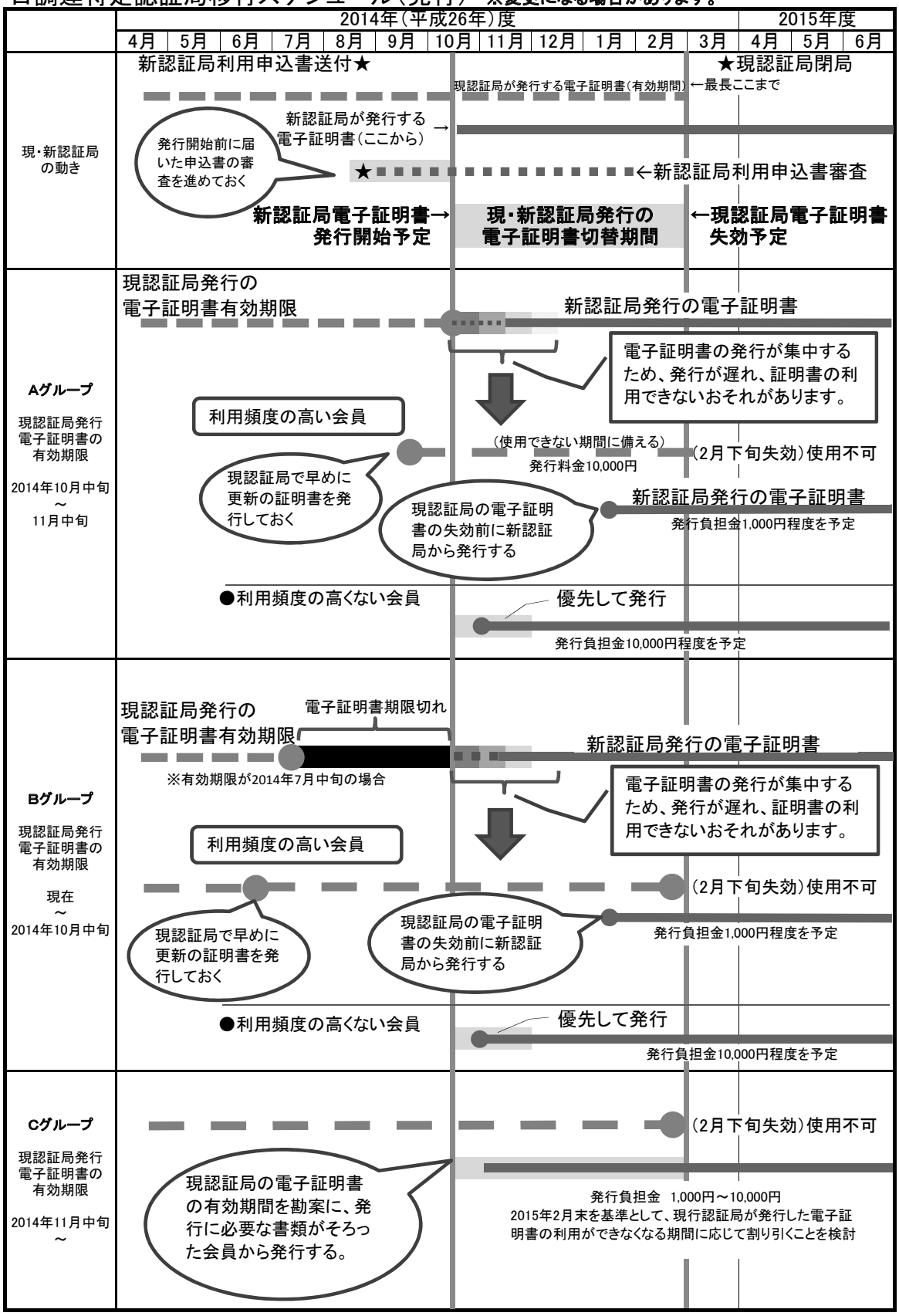

国民年金基金から

豊かな老後を迎えましょう

埼玉会　　松本　真弓

私は、昭和54年に土地家屋調査士試験に合格し、2年半程土地家屋調査士事務所に勤務した後、昭和57年に開業し現在に至っております。その間に結婚、子育てと忙しい日々を過ごしておりました。パートナーである夫は同業者ではないので、仕事内容を理解してもらうには少し時間がかかりましたが、協力してもらいながら仕事を続けてくることができました。

無我夢中で仕事と子育てと家事をこなしていたバブル時代、バブル崩壊に入った平成3年に土地家屋調査士国民年金基金が発足しました。私は、30代に入り少し老後の不安もあり、1口加入したと記憶しております。あの頃は良かったと、バブル時代を羨んでも戻ってくることはありません。定年のない土地家屋調査士は、仕事の依頼があれば続けることができますが、限度があります。私も何歳まで仕事を続けることができるかと考え、老後の生活設計をしなければならないと思いました。年金受給まであと8年あります。当然、その間は働くことになります。その後、年金暮らしになりますが、仕事を続けることも選択できる土地家屋調査士という職業の有難さを、この歳になって強く思います。性差によって仕事に対する姿勢に違いはありませんが、私自身の経験から、女性で若いということで世間様からは差別を感じたこともありました。それでも長く続けてきたお陰で、現在では女性で良かったと言われることが多くなりました。内業、外業があるこの仕事を段々好きになってきました。あと何年、仕事を続けることができるか、今後の自分の努力に懸かっていると思います。

夫は、来月から年金受給者になります。サラリーマンなので当然厚生年金です。年金額を確認しましたが、国民年金とは相当の開きがあるのを実感しました。当初から、国民年金だけでは老後さみしい生活になってしまうことはわかっていましたので、その後増額する機会がありましたので1口増額しました。年金基金の掛金が全額控除され、節税対策になることも加入した時に知りました。

50代に入り、仕事だけではなく社会貢献したいと思っていた矢先、地域推薦もあり、民生委員・児童委員を引き受けることとなりました。現在3期、7年目になりました。この地で生活を開始し、32年目になります。仕事だけの日々ではなくなりましたので忙しいですが、地域の人達と触れ合う日々は充実しております。現役で仕事を続け、民生委員の役をこなせるのも自営業者である土地家屋調査士であるからと思っております。主に、高齢者の一人暮らしをしている方の見守り活動をしています。その活動を通して、豊かな老後を送ることができるのは、第一に健康であること、友人がいること、日々の生活を楽しむことができること、そして、やはり経済的な面を見過ごすわけにはいきません。

老後の経済面をささえる年金制度、私はまだ実感はありませんが、物心両面で豊かな老後を過ごすためにも、年金プラス年金基金に加入していて良かったと思っています。欲を言えば、もう少し口数入っておけば良かったと思っています。

「豊かな老後を」皆さんで迎えましょう。

チャンスはこの期間だけ！　2014 6/1 ～ 10/31（必着）

■ 賞品

東京ディズニーリゾート® パーク1デーチケット（ペア）　毎月2組4名様　計10組20名様

♪東京ディズニーランド®、東京ディズニーシー®のどちらかのパークを1日楽しめるチケットです。

■ 応募対象者

① 期間中に新規に国民年金基金にご加入頂き、初回掛金納付の確認が出来た方

② 加入勧奨キャンペーンの利用が無い方

上記2つの条件を満たしている方は、自動的に応募の対象となります

■ 抽選・当選発表

厳正なる抽選の上、当選された方に賞品を贈らせていただきます。

♫ 賞品の発送は掛金納付確認後1ヶ月程度を予定しておりますが、諸事情により多少前後する場合もございます。あらかじめご了承ください。

♫ 賞品は加入申出書に記入されたご住所に発送します。賞品発送先の変更は承れません。

♫ キャンペーン終了後、日調連会報誌にて当選された方々を発表させていただきます。

【応募に関する注意事項】

・同時に行われております加入勧奨キャンペーンにもお申し込みの場合、本キャンペーンには、お申込み頂けません。

・ご自宅から東京ディズニーリゾートへの往復交通費、宿泊等はご当選者様の自己負担となります。

・賞品の発送は日本国内に限らせて頂きます。

・当キャンペーンに関するお問い合わせは土地家屋調査士国民年金基金までお願い致します。

◆お問い合わせ先：土地家屋調査士国民年金基金

0120-145-040　http://www.chosashi-npf.or.jp

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成26年5月 1日付

東京	7837	石川　俊之	東京	7838	定榮　豪
神奈川	2980	松田　栄作	千葉	2146	木村　真梨
群馬	1027	神宮　教良	長野	2582	宮澤　利光
大阪	3216	大久保綱之	大阪	3217	小林　敬一
大阪	3218	杉本　成彦	兵庫	2438	池田　邦泰
兵庫	2439	髙橋　悟	兵庫	2440	土肥　新治
愛知	2857	楳田　昌之	三重	881	西尾　光
熊本	1188	中村　正治	愛媛	845	二宮　和浩

平成26年5月12日付

東京	7839	島﨑　清子	千葉	2147	宇津木崇明
京都	866	北村　尚長	愛知	2858	松田　明久
愛知	2859	小泉　淳	愛知	2860	森　剛
福岡	2251	林　将義	長崎	783	柴田　真宏
鹿児島	1059	久永　瑞樹			

平成26年5月20日付

埼玉	2556	川下　孝幸	埼玉	2557	飯田　崇
栃木	913	東原由己夫	静岡	1754	安本　耕治
長野	2583	國枝　昌之			

登録取消し者は次のとおりです。

平成26年2月22日付

福岡	1178	藤　忠雄			

平成26年3月24日付

京都	491	日髙　武二			

平成26年4月 8日付

福井	352	戸田　昌浩	鹿児島	775	中元　久士

平成26年4月28日付

香川	166	長山　郁夫			

平成26年5月 1日付

埼玉	1997	柿沼　祐次	茨城	566	入江よしの
新潟	1369	杉崎　正二	新潟	2081	小山　孝甫
大阪	1508	葉山　俊毅	福岡	1768	大林　幹夫

平成26年5月12日付

東京	5860	神山　哲三	東京	6995	三澤　義守
東京	7277	山田　丈介	神奈川	2936	平内　初
千葉	1978	木村　美貴	大阪	1318	米戸　正美
兵庫	1499	山中　英男	奈良	204	服部　勇
三重	544	伊藤　篤	福岡	1215	玉眞　義弘
宮崎	633	福森　勲	札幌	859	佐生　俊男

平成26年5月20日付

群馬	711	島田　貞夫	大阪	3203	上間　重樹

ADR認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成26年5月 1日付

宮崎	743	佐藤　守三			

平成26年5月12日付

東京	7761	新實　紀文	東京	7784	杉森　正義

第29回
日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフ大会・親睦釣り大会

開催案内

磯釣り風景

道後温泉本館

道後温泉駅前神輿鉢合わせ

釣り大会集合・宿泊

日　時　平成26年10月4日(土)　松山空港集合　午後2時
　　松山駅集合　　午後2時20分
宿　泊　『シーサイドとらや』(相部屋利用)
　　〒798-4205　愛媛県南宇和郡愛南町船越1600
　　TEL　(0895)82-1131

磯釣り大会

日　時　平成26年10月5日(日)　日の出～午後3時頃
場　所　『愛媛県南宇和郡愛南町中泊』
　　TEL　末光渡船(0895)82-0165／しば渡船(0895)82-0196

ゴルフ大会前夜祭・宿泊

日　時　平成26年10月5日(日)　受　付　午後6時から
　　開　宴　午後7時
場　所　『大和屋本店』
　　〒790-0842　愛媛県松山市道後湯之町20-8
　　TEL　(089)935-8880
宿　泊　『大和屋本店』『オールドイングランド道後山の手ホテル』『道後やや』
※松山道後秋祭り　10月5日(斎宮)・6日(本祭)・7日(本宮)

ゴルフ大会

日　時　平成26年10月6日(月)
場　所　『エリエールゴルフクラブ松山』
　　〒799-2641　愛媛県松山市柳谷町乙45番1
　　TEL　(089)977-7222

登録締切

平成26年8月29日(金)
所属の土地家屋調査士会にお申込み願います。

お問合せ先

愛媛県土地家屋調査士会
〒790-0062　愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号
TEL　(089)943-6769　　FAX　(089)943-6779
問合せメールアドレス　ehime@e-chosashi.or.jp

「土地家屋調査士制度広報 今治タオル」ご購入の御礼と収支報告

四国ブロック協議会が制作・企画いたしました「土地家屋調査士制度広報　今治タオル」をお買い上げいただきました全国の皆様へ心から感謝申し上げます。皆様からお預かりした支援金などにつきまして、ご報告を申し上げます。

本事業は、制度広報活動の一環として、境界立会いなどでお世話になった方への御礼や組織的な広報として利活用することを通じ、併せて、東日本大震災の被災地を支援することを目的とし、企画しました。

売り上げ枚数	6,150枚
売　上　金	￥4,243,500
諸　経　費	￥3,920,782
義　援　金	￥322,718

売上金から諸経費を除いた収益金は、全て東北ブロック協議会へ寄付いたしました。

お買い上げいただきました皆様から、大変好評だったと沢山の声を愛媛会事務局にいただいております。「もらって嬉しい・使って嬉しい・復興も支援出来る」1粒で3度美味しい制度広報今治タオルを今後とも宜しくお願いいたします。今年も引き続き現製品の販売と新製品の開発を行います。

ご意見・ご要望がありましたら愛媛県土地家屋調査士会事務局までお願いいたします。

メールアドレス：ehime@e-chosashi.or.jp

お買い上げ、ご協力いただきました全国の会員の皆様、誠に有難うございました。

愛媛県土地家屋調査士会広報部担当　山内　晋

編集後記

「人生を豊かにする彩り」vol.12

『ADRは愛である。』

今回は「愛」を象徴する色【桃色】について。

【桃色】は、「全てを優しく包み込んでくれる」といったような意味を持ち、包容力のある柔らかな色です。「愛しさ」や「幸福」を表現するときによく使われます。

例えば産婦人科、美容外科などではユニフォームや壁などをピンク系の色にするところが多いようですが、これは【桃色】の持つ「周りを安心させる効果」を利用したものでしょう。

甘えたい、愛されたい、可愛らしさを演出したいときに女性のファッションによく使われる色なのかもしれません。ここ数年来、男性のファッションでも、カッターシャツやネクタイにピンクのものが増えてきています。【桃色】は相手を受容して、思いやる力を高める効果があり、心身の若返り、疲れた体を休める効果もあるといわれています。恋愛においては聴き上手になれたり、フェミニンな魅力を引き出してくれたりするわけです。

寝室にピンクを置くと子宝に恵まれるといわれますし、心身を優しく安定させてくれる効果もあります。また、食卓にピンクのお花やランチョンマットを取り入れることで幸せ感を演出することができます。

食材では、桃や桜エビ、ハーブティ、ロゼワインなどもいいようです。パワーストーンでは、優しいピンク色をしたローズクオーツは、愛にまつわる「思いの成就」をバックアップしてくれる石として有名です。

もしも今、【桃色】が気になっているのであれば、それは、人に甘え過ぎていて自分に自信がない、甘えたいけれど上手く甘えられないとき。または、他者に愛情を与えたいと包容力が高まっているときだといえるでしょう。

そんな時には、誰かが送ってくれている愛情に感謝して甘えてみましょう。もちろん、後者のときには、見返りを求めず、愛情や奉仕を人に与えることができる時期にあると考えて行動してみてください。

（色彩効果については、友人であるカラーセラピスト上野氏にご助言をいただきました。）

広報部次長　金子正俊（大阪会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円
1年分　1,200円
送料（1年分）　1,008円
（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　林　千年

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社

知っておきたい！

電子証明書 ICカードのアレやコレ

すべての会員の方

利用申込時は、次の点にご注意ください。

・「住民票の写し」は、交付された証明書そのものをお送りください。コピーは不可です。
・利用申込書の実印欄には、**印鑑登録証明書の印影と同一の印鑑**で押印してください。
・電子証明書の発行料金等（10,000円＋振込手数料）の振込がされたことを示す振込明細書等のコピーをお送りください。（インターネットバンキングの場合は、確認画面等を印刷したもので差し支えありません。）
※詳しい内容につきましては、同封の利用申込方法等の書類をご覧ください。

電子証明書（ICカード）の発送は、毎月２回行われます。

日調連特定認証局では、利用申込者に対する電子証明書（ICカード）の発送を毎月２回（15日及び25日の前後）行っています。

電子証明書（ICカード）の受取りは、郵便局の窓口となります。

電子証明書（ICカード）は、本人限定受取郵便（基本型）で送付されます。ご自宅（住民票上の住所）に、到着通知書が届けられますので、郵便局の窓口でお受け取りください。

電子証明書（ICカード）の有効期限を迎えられる方

お申込みは、お早めに。

有効期限が到来する３か月前頃に、日調連特定認証局から、有効期限到来のご案内と電子証明書利用申込書を送付いたします。引き続き利用を希望される場合は、**有効期限到来の１か月半前までに**必要書類をそろえてお送りください。

日調連ホームページ（日調連認証局（電子証明書））にある、「よくあるご質問、お問合せ」も併せてご覧ください。電子証明書（ICカード）の発行や失効、オンライン登記申請に関するＱ＆Ａを掲載しています。

ご注意ください！

こんなとき、電子証明書(ICカード)は失効になります！

●電子証明書の記載事項に変更が生じた場合

日調連特定認証局では土地家屋調査士名簿の**所属会、登録番号、氏名・職名・日本名、事務所所在地**が変更されたことを確認した時点で、電子証明書の失効手続を行います。登録事項変更の手続を行う際に、日調連特定認証局にもご一報いただけますと、新しい電子証明書の発行を円滑に行うため、あらかじめ「電子証明書利用申込書」をお送りできる場合もございますので、ご連絡をお願いいたします。

※事務所所在地の変更につきましては、**2010年(平成22年) 3月31日までに発行された電子証明書が失効の対象**となります。対象となる電子証明書の券面には、事務所所在地が記載されています。

※市町村合併や住居表示変更、建物名等変更等、移転を伴わない変更であっても、**土地家屋調査士名簿に記載されている内容に変更が生じれば失効の対象となります。**

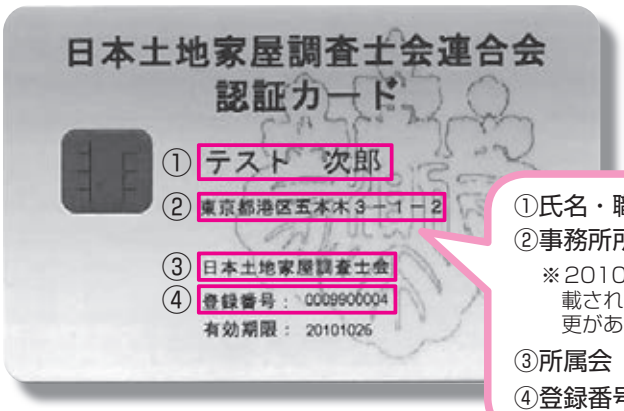

①氏名・職名・日本名
②事務所所在地
※2010/3/31までに発行した電子証明書に記載されています。記載がなければ、登録事項変更があっても、そのままご利用になれます。
③所属会
④登録番号

電子証明書の券面に記載されている内容に変更が生じた場合が失効の対象です。

●こんなことにも注意！

①電子証明書を受け取ったら、すぐに受領書を返信してください！
・電子証明書の発送から30日以内に受領書の返信がない場合、失効となります。

②PIN（パスワード)の管理にご注意ください！
・日調連特定認証局でPINの確認や再発行はできません。
・PIN封筒の印字は経年変化により薄くなり、読み取れなくなることがあります。
・PINを誤って連続15回以上入力した場合、ロックがかかり利用できなくなります。

★電子証明書を再度発行するには？

連合会ホームページに公開している「電子証明書失効申請書」に必要事項を記入の上、日調連特定認証局あてに郵送してください。失効後、新しい電子証明書を発行するための「電子証明書利用申込書」をお送りします。

※再度発行するには、新規発行と同じ手続が必要です。
※発行手数料として、10,000円(税込)＋振込手数料の費用負担をお願いしています。

お問合せ先　日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
TEL 03-3292-0050/FAX 03-3292-0059/E-mail ca-info@chosashi.or.jp

土地家屋調査士
広報キャラクター
「地識(ちしき)くん」